

第 10 号議案

足立区職員定数条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員定数条例の一部を改正する条例

足立区職員定数条例（昭和 50 年足立区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「2, 490 人」を「2, 516 人」に改め、同項第 3 号中「780 人」を「805 人」に改め、同項第 4 号中「11 人」を「12 人」に改め、同項中「合計 3, 307 人」を「合計 3, 359 人」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。